

2022年11月30日

各 位

会 社 名 ピクセルカンパニー株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 吉 田 弘 明
(コード番号：2743 スタンダード)
問 い 合 わ せ 取 締 役 管 理 本 部 長 都 筑 沙 央 里
(TEL. 03-6731-3410)

(経過開示) 当社代表取締役に対する損害賠償請求について

当社は、2022年10月6日付「再発防止策の策定に関するお知らせ」にて公表のとおり、当社代表取締役個人が取締役会の承認を受けずに当社を連帯保証人とする金銭消費貸借契約書を締結（以下、「本件事案」という。）していたことが判明した件について、2022年4月28日付で社内調査委員会を設置し、さらに、同年5月16日に社外調査委員会へ切り替えを図り、本件事案に係る調査を行いました。その後、当該調査委員会から受領した最終調査報告書において指摘された本件事案の発生原因に対する再発防止策を策定し、当社は現在、再発防止に取り組んでおります。

そして、本日開催の取締役会において、本件事案は当社代表取締役における善管注意義務違反があったと判断し、下記のとおり損害賠償請求をすることに決定いたしましたのでお知らせいたします。

(代表取締役名)	(損害賠償請求額)
代表取締役 吉田 弘明	金26,118,667円

当該請求額は、調査に要した費用を基に算定されております。

回収方法につきましては当社代表取締役と損害賠償支払いの合意書を交わし、2023年3月末日から2032年12月末日までに合計40回の分割払いにて四半期ごとに652,967円（最終の支払のみ652,954円）を回収する予定となっております。

以上